宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく

# 検　査　及　び　移　管　手　続　取　扱　い

志木市宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成９年志木市告示第４９号。以下「開発指導要綱」という。）第４７条、４８条、及び４９条の規定に基づき、市が指定する事業で市に無償譲渡等される公共施設等及び事業者が管理する公園、緑地、指定水利、雨水流出抑制その他市長が認める施設についての工事検査及び引渡等については、次の取扱いに従って手続等を行うものとする。

第１　手続き等

（１）着手届

事業者は、工事に着手しようとするときには工程表を添付し、工事着手届出書（別記様式）を添付するものとする。

（２）中間検査

事業者は、次に掲げる工程に達したときには、ただちに公共施設等中間検査依頼書（開発指導要綱第１３号様式）を提出し検査を受けるものとする。

①　路盤（路盤が仕上がったとき）

②　各種構造物配筋工（各種構造物の配筋が仕上がったとき）

③　排水管基礎工（排水管の基礎が仕上がったとき）

④　その他主管課において指示した工程に達したとき。

（３）完了検査

事業者は、公共施設の工事が完了したときは、開発行為等完了に伴う公共施設等引渡し検査依頼書（開発指導要綱第１２号様式）を提出し、検査を受けるものとする。

（４）無償譲渡等

①　開発指導要綱第５条に基づく事前協議により、公共施設の用地を市へ無償譲渡等をする場合は、事業者の責任において分筆登記を行い、所有権移転は嘱託登記とし、嘱託書の調製は市が、その他の事務は事業者が行うものとする。

②　事業者は市に土地所有権移転登記依頼書（開発指導要綱第１７号様式）に必要書類を添付し、提出するものとする。

第２　検査員

この取扱いに掲げる検査は、管理主管課となる課の長（以下「主管課長」という。）又は主管課長が指名した者により行うものとする。

第３　検査済証の通知

市長は、開発行為等完了に伴う公共施設等引渡し検査を行い、開発指導要綱に定める基準に適合していると認めるときは、事業者に対し開発行為等完了に伴う公共施設の引渡し検査済証（開発指導要綱第１６号様式）を発行するものとする。

第４　工事検査による是正

（１）工事検査結果是正指示

主管課長は、検査を行った結果、是正すべき箇所があるときは工事検査結果是正指示書（開発指導要綱第１４号様式）により事業者に指示するものとする。

（２）工事検査結果是正報告

事業者は、工事検査結果是正指示書による是正工事が完了したときは、工事検査結果是正報告書（開発指導要綱第１５号様式）を主管課長へ提出するものとする。

第５　引渡し

（１）事業者は、開発行為等完了に伴う公共施設等引渡し検査合格後、ただちに開発行為等の完了に伴う公共施設の引渡し申請書（開発指導要綱第１８号様式）を各管理主管課へ提出するものとし、各施設の管理に伴う念書（開発指導要綱第１９号様式）、施設調書（開発指導要綱第２０号様式）及びその他必要書類も添付するものとする。なお、提出方法やその他必要な書類は各担当課の指示によるものとする。

（２）事業者は公共施設の引渡申請時に、別表に定める公共施設の種別により、必要な図面を提出するものとする。

なお、提出方法や部数、その他必要な書類は各管理主管課の指示によるものとする。

附　則

この取扱いは、平成　元年　４月　１日から施行する。

附　則

この取扱いは、平成　５年　６月２６日から施行する。

附　則

この取扱いは、平成　９年　４月　１日から施行する。

附　則

この取扱いは、平成１３年　４月　１日から施行する。

附　則

この取扱いは、平成１６年　４月　１日から施行する。

附　則

この取扱いは、平成１９年　５月２５日から施行する。

附　則

この取扱いは、平成２５年　７月　１日から施行する。

附　則

この取扱いは、平成２６年　４月　１日から施行する。

附　則

この取扱いは、令和　７年　８月　１日から施行する。

別表

| 関係する課 | 公共施設の種別 | 位置図 | 土地利用計画図 | 公図 | 確定測量図 | 道路・水路付替図 | 道路構造図 | 道路横断図・縦断図 | 汚水排水計画平面図 | 雨水排水計画平面図 | 汚水排水構造図 | 雨水排水構造図 | 水路整備構造図 | 水路整備出来形図 | 公園施設等構造図 | 給水計画平面図 | オフセット入り竣工図 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路課 | 道路用地 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| | 道路施設 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| | 道路付替 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| | 水路付替 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | |
| | 雨水抑制 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| 下水道施設課 | 水路整備 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | |
| | 下水道施設 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 都市計画課 | 公園緑地・広場 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ | | |
| 水道施設課 | 上水道施設 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ |

※公共施設の種別の区分に従い、関係する課へ提出すること。

参考資料
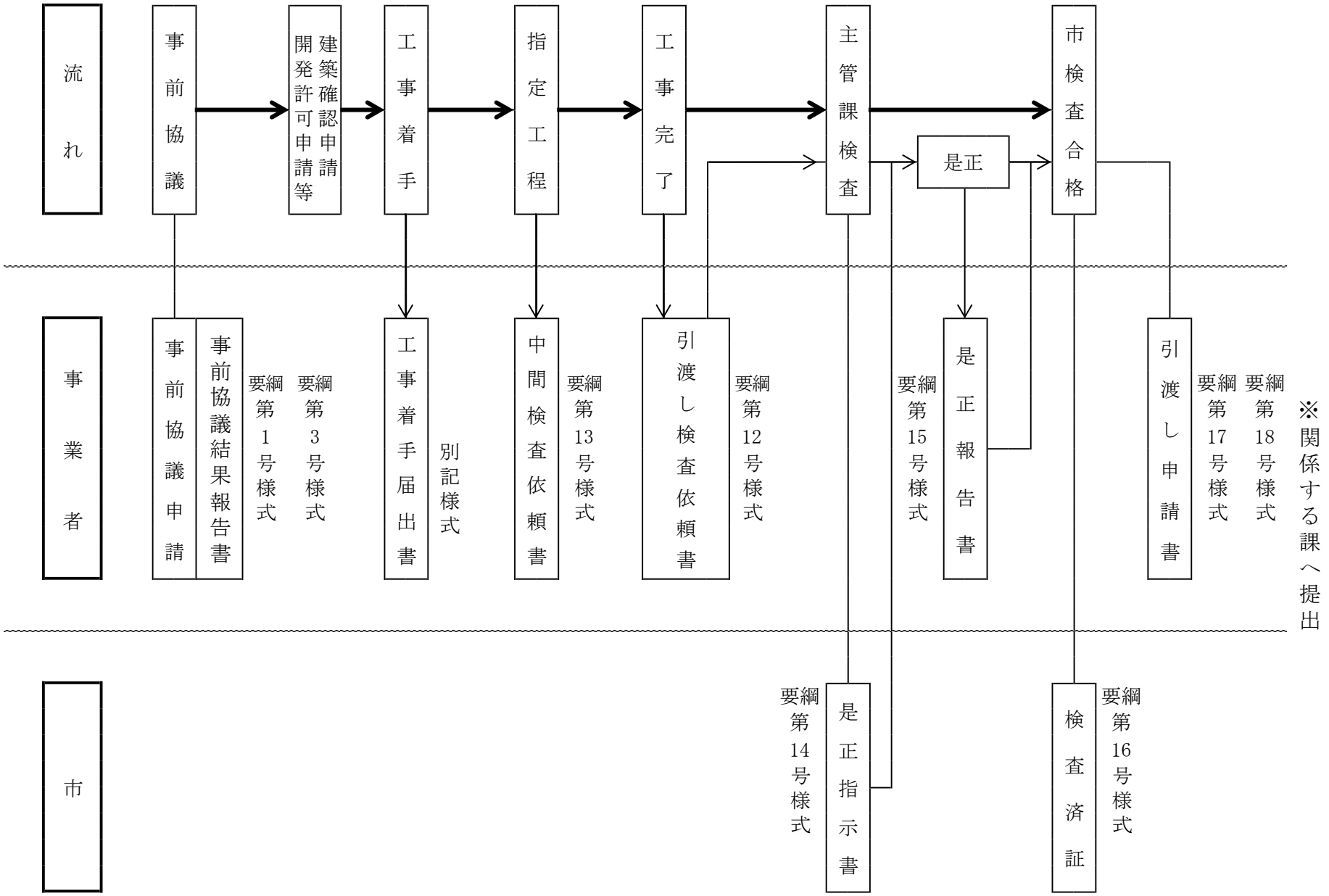
# 検査及び移管手続フロー